

県南広域振興局長告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永沢土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年8月26日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

小野寺 隆 幸 胆沢郡金ヶ崎町永沢堀切後4番地2